

二十六年度計画生産乳量五万二千トン

「新体細胞ペナ体系」運用決定

第十三回理事会は協議事項が多く二日間にわたり開催した。十九日(木)には、理事十一名(一名欠席)、監事四名が出席し、二十四日(月)には、理事九名(三名欠席)、監事四名が出席。協議は、総務委員会並びに生産委員会の答申結果を踏まえて、次の十一項目を審議し決定した。



各委員会からの答申事項

第五回総務委員会(三月十五日開催)

- ① 新TMRセンターの稼働をモデルとした運営参画意向の取り扱い
- ② TMRセンター統合に伴う関連諸規程等の整備
- ③ 「第七次中期三か年計画」の策定骨子
- ④ 「定年再雇用規程」の一部変更と
- ⑤ 「正職員転換制度規程」の新設
- ⑥ 貸倒引当金の引当基準
- ⑦ 預かり金事務取り扱い基準要領の一部変更と事務手数料の改定

第四回生産委員会(二月十八日開催) 第五回生産委員会(三月十三日開催)

- ① 新TMRセンターへの運営参加協力の提案受け入れ・庄原TMRセンターの倉庫転用並びに関連諸規程等の整備
- ② 飼料イネ(WCS)の刈り取り機械の取得整備
- ③ 平成二十六年乳価構成
- ④ 平成二十六年衛生的乳質ペナルティ
- ⑤ 平成二十六年酪農振興資金の用途
- ⑥ 3M事業の今後の事業取り組みと生乳生産基盤維持対策
- ⑦ 平成二十六年生乳生産対策並びに生乳計画生産の取り組み
- ⑧ 新TMRセンターの稼働をモデルとした運営参画意向の取り扱い
- ⑨ 飼料製造の作業シフト並びに広酪製造飼料大口奨励金の取り扱い
- ⑩ 第七次中期三か年計画の策定骨子
- ⑪ 酪農ヘルパー事業運営規程の一部変更(案)

⑫ 酪農ヘルパー業務委託要領の一部変更(案)

⑬ 酪農ヘルパー事業損害賠償準備拠出金制度の新設

⑭ 平成二十六年酪農ヘルパー利用料金・委託料金

⑮ 平成二十六年牛群検定料金

協議一
任期中途の理事退任の申し出の取り扱い

▼理事一名から次回通常総会終了後に退任したい旨の申し出を受け、「相当の事由」があるとして、この受理を決定した。これに伴い以後役員の補欠選任手続きを進めることを決定した。

協議二
平成二十六年生乳生産対策並びに生乳計画生産の取り組み

▼平成二十六年事業計画の策定基準乳量を五万二千トに決定した。

▼なお、去る二月一日を基準日とする生乳生産基盤調査結果による組合員の自主申告数量は五万四千六百八トンとの結果を受け、組合はこの達成に向けて①ラクトコーダの運用による乳質改

善指導の推進、②酪農経営安定及び生産基盤維持に関連する補助事業、③生乳生産基盤維持のための「3M事業」、④「後継牛対策」「自家育成対策」に対する奨励措置、⑤「需要期増産奨励助成事業」、⑥「移行期」の飼養管理指導、⑦組合のリース牧場等の運営検討、⑧その他関係する事業に取り組むことを決定した。

協議三

平成二十六年産乳価構成

▼生産基盤強化対策委員会並びに生産委員会の意見を踏まえ、平成二十六年産乳価構成テーブルは前年度同様と決定した。しかし、消費税率アップに伴い実質税込価格は増額となる。

(平成二十六年産乳価構成控除額は九円七十六銭四厘八毛/kg以内)
(内容は、本誌パーラー二十一頁)

協議四

平成二十六年産衛生的

乳質へナルティ体系と使途

▼生産基盤強化対策委員会並びに生産委員会の意見を踏まえ、細菌数ペナルティは前年同様、体細胞ペナルティは既定に基づき平成二十六年産から新体系による運用を決定した。

▼ペナルティの使途は、良質乳出荷対策として八つの事業、生産基盤強化対策として五つの事業への取り組みを決定した。
(内容は、本誌パーラー二十二～二十三頁)

協議五

平成二十六年産酪農振興資金の使途

▼生産基盤強化対策委員会並びに生産委員会の意見を踏まえ審議し、広島県酪農政治連盟が行う「TPPの反対運動」、「乳価値上運動」、「国の酪農関係予算等の要求活動等の活動費強化に充てることを決定した」
(内容は、本誌パーラー二十頁)

協議六

3M事業の今後の事業取り組みと生乳生産基盤維持対策

▼生産基盤強化対策委員会並びに生産委員会の意見を踏まえ、生乳生産基盤の弱体化に歯止めがかからない状況下にあつて、事業中止は更なる悪化を招く懸念があり、今後は毎年度検証を行ないながらの事業継続を決定した。

▼なお、平成二十六年産は二百頭(予算一億二千万円以内)の事業規模で、その着手時期、資金調達方法等は今後の理事会で審議する。

協議七

「第七次中期二か年計画」の策定骨子

▼「第七次中期三か年計画」に盛り込む事項を事業区分毎に検討した結果、十六項目を柱に掲げ、その具体的内容は今後整備する方向性を決定した。

協議八

新TMRセンターの稼働をモデルとした運営参画意向の取り扱い

▼新TMRセンターの統合整備事業に對して、①全国酪農協同組合連合会からは、「全国のモデル事業として参入したい」、また、②(株)東酪からは「TMRセンター統合後の製造労務、飼料イネの刈り取り、配送運搬等の部門の支援にあたりたい」との提案を受け、この提案の受け入れ、個々の対応に適正を期すため、契約及び協定内容を決定した。

協議九

庄原TMRセンターの倉庫転用による活用

▼庄原TMRセンターでの飼料製造業務終了後は、製造飼料製品や飼料イネ(WCS)のストック、更には飼料イネ収穫機械の保管倉庫としての活用を決

定した。

▼倉庫には常駐職員を置かず、本所事業推進課が管理にあたる。

協議十

TMRセンター統合に伴う

関連諸規程等の整備

▼新みわTMRセンター運営にあつては、平成二十六年四月一日付で同センターに課長待遇の「センター所長」、「工場長」を配置し、指揮命令系統においては「センター所長」の下に「工場長」を配置、一方「庄原TMRセンター」は、「みわTMRセンター」への円滑な移行を図るため、今年五月末迄の製造業務を予定。六月からは「庄原倉庫」として、「本所事業推進課」配下で倉庫運営を図る考えから、これらの「人員配置」、「運営体制」等を踏まえ十四項目に及ぶ関連諸規程類の改廃を決定した。

協議十一

飼料イネ(WCS)の刈り取り

機械の取得整備

▼飼料イネ(WCS)の収穫機械は、現状の作付状況からして収穫機二台と自走ラップマシーン二台を「畜産収益力向上緊急支援リース事業」(二分の一補助金付き)を活用し取得を決定した。(概算取得予定額二千八百二十万三千円)

協議十二
酪農ヘルパー事業運営規程の
一部変更

▼酪農ヘルパー事業円滑化推進委員会、生産委員会での検討結果を受けて審議。

(一)酪農ヘルパー派遣困難時及び緊急時の料金体系(利用料金・委託料金)の変更

・派遣調整会議及び酪農ヘルパー傷病時利用に係る緊急対応時に、利用者の要望に応えるため、出役基準を下回って派遣を行っている現状がある。この場合、派遣人員に関わらず、出役先には出役基準人員分の仕事量があることから、利用料金は派遣基準分の料金とし、委託料金は派遣基準人員分を實際派遣人員で除した額とする。この変更は、「酪農ヘルパー利用料金表」と「酪農ヘルパー業務委託費表」に、但し書きを追加する。(下記事例)

(二)酪農ヘルパー傷病時利用における年末年始対応の特別料金の設定

・傷病時利用互助の場合は、年末年始(派遣日十二月三十一日から一月三日)の対応を行っており、この出役に対し

て特別料金二千円/日を設定し、その同額を委託費に加算する。この変更は、「酪農ヘルパー利用料金表」と「酪農ヘルパー業務委託費表」に、但し書きを追加する。(左記表の内容どおり)

■事例 傷病や緊急時等で出役基準人員3名のところを2名で従事した場合

区分	【改定料金】	【現行料金】
利用料金	48,000円(@16,000円×3名分)	32,000円(@16,000円×2名分)
委託料金	40,500円(@20,250円※×2名) ※1名当り@13,500円+ (@13,500円÷2)=20,250円	27,000円(@13,500円×2名)

■表 年末年始の料金改定内容

区分	【改定料金:派遣1名当り】	【現行料金:派遣1名当り】
利用料金	18,000円(@16,000円+2,000円)	16,000円
委託料金	15,500円(@13,500円+2,000円)	13,500円

(三)この要領の変更日は平成二十六年四月一日。

協議十三
酪農ヘルパー事業委託要領の
一部変更

▼酪農ヘルパー事業にかかる業務の円滑な推進を図るため、酪農ヘルパー業務委託要領を定めており、この規定に基く業務委託にあたっては、業務委託契約、業務臨時委託契約を締結している。この業務委託区分の内、農家臨時にかかる「利用料金」、「委託料金」は、各々一万円として利用料金は乳代控除による方法で徴収し、一方の業務請負対価の支払いは乳代精算日に併せて別途指定口座に振り込みにより行っている。

▼この手法について、利用組合員からは「業務委託契約料金及び業務臨時委託契約料金は確定申告など税務上の整理において事務的に煩雑であるので即刻廃止してほしい」との意向を受けて、この扱いの廃止を決定した。

▼この変更日は、平成二十六年四月一日とする。

協議十四
酪農ヘルパー事業損害賠償準備
拠出金制度の新設

▼酪農ヘルパー事業の運営において、酪農ヘルパー員が業務従事中に起こした不慮の事故損害(家畜・施設・生産物)に備えて、損害保険(一件当りの免責額五千円)に加入している。

▼ヘルパー業務中の発生事故において、①購入から期間の経過した機器の破損事故においては加入保険で全額補償が担保されないことや、②酪農ヘルパー員の過失度合いが軽微な発生事案において、支払う損害負担額の判断・協議において問題が生じることから、この問題解決にあたるため、「酪農ヘルパー事業損害賠償拠出負担金取り扱い要領」を定め取り組むことを決定した。なお、この財源は、ヘルパー員の出役一回につき十円の負担とヘルパー事業特別会計から負担。賠償負担は三分の二をヘルパー事業特別会計から、残り三分の一を利用組合員の負担とする。

▼この要領新設日は平成二十六年四月一日。

協議十五

平成二十六年酪農ヘルパー

事業に係る利用料金等の設定

▼酪農ヘルパー利用料金の決定は、酪農ヘルパー事業運営規程第九条、酪農ヘルパー業務委託要領第六条第三項に基づき審議。

▼酪農ヘルパー事業の運営収支を保ち、受益者負担を軽減する必要であった「酪農ヘルパー円滑化対策事業」による補助金受入が平成二十五年度末をもって終了。受益者負担の増高を補うため、(二社)広島県酪農協会では、国による前述の事業廃止を補完するため、広島県による指導助言を受けて、過去より同県と生産者団体の拠出で造成している残額を基本基金とし、この元金の取崩手法をもって、これまで同様に行われる目処が立ったことから、平成二十六年度の酪農ヘルパー利用料金と酪農ヘルパー業務委託費は、前年度同様とし、料金かつ委託費を据え置くことを提案したが、委託者との契約内容も吟味する中で継続審議扱いとした。

協議十六

平成二十六年牛群検定事業に係る利用料金等の設定

牛群検定利用料金及び委託料金の取り扱いは、広島県乳用牛群検定事業実施要領第八条第一項の定めにより、平成二十六年度の牛群検定利用料金及び委託料金を審議したが、委託内容も加味する中で継続審議扱いとした。

協議十七

「定年再雇用規程」の一部変更と「正職員転換制度規程」の新設

▼組合の業務執行を行う上で、近い将来において幹部職員(管理職)や一般職員ら複数人が定年退職を迎える状況にあつて、新たなTMR飼料の供給開始と、その拡売推進指導、転換期にある農政・酪農情勢への迅速な対応、事業

停滞を避ける上においては、長年培った経験と実務能力が不可欠とし、これらの実務経験を有した職員を活かした組合員への購買推進と指導体制の確立、適材適所による人員配置による酪農所得向上による貢献を目指す考えにある。しかし、喫緊の課題である現状の事業継続を図る上において、退職職

員のこれまでの実務経験を活かした知識や技能等をもって、在籍職員の統率、役職に応じた職務遂行を行うため、現行の「定年再雇用規程」の一部変更と、実務経験のある非正規職員からの「正職員転換制度」を創設し、併せて、正職員の計画的な新規採用による人材確保を次期「中期三か年計画」に盛り込んでいくことを決定した。

▼この規程変更並びに新設は、何れも平成二十六年四月一日付けとした。

協議十八

貸倒引当金の引当基準

▼貸倒引当基準を現行五十%から二十五%に引き下げ、必要に応じて債権回収リスクが高い債権への引当を行う規程変更を決定した。

▼資産査定要領の一部改正は平成二十六年三月三十一日付けとした。

協議十九

預かり金事務取り扱い基準要領の一部変更と事務手数料の改定

▼「預かり金事務取り扱い基準要領」第五条では、その預り金の払戻手続きにかかる事務手数料を七百三十五円と

定めている。平成二十六年四月一日から消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることから、この事務手数料の改定に関する要領の一部変更(事務手数料の改定は、現行要領の定めでは実額記載をしているが、この改定料金の変更は「組合長に一任」と決定した。

▼なお、平成二十六年四月一日以後の事務手数料は、消費税率8%の税込料金として七百五十六円とした。

■報告事項

- ①子会社・山陽乳業(株)の経営状況
- ②平成二十五年生乳計画生産の進捗状況
- ③3M事業25の進捗状況
- ④平成二十五年乳質ペナルティの状況
- ⑤組合員の加入及び脱退の状況
- ⑥消費税法改正に伴う事業対応
- ⑦組合に及ぶ事故・クレーム等の発生状況
- ⑧平成二十六年四月一日付け職員人事異動の内示
- ⑨平成二十五年決算状況の見込み
- ⑩農林年金の情勢報告

第四回監事会



理事1名の「辞任申出」了承

三月二十四日 広酪本所会議室
池田道明代表監事は、第四回監事会を開催し、理事一名から申出のあった任期途中の退任申し出の取り扱いについて審議し、退任理由として「相当な事由」があるとの判断をもって了承することを決定した。

三月二十一日 組合の各事業場

平成二十五年度実地棚卸監査実施



(購買品の実棚を確認する森下政憲監事(左奥)、右は藏崎哲治事業推進課課長補佐)

池田道明代表監事は、平成二十五年度期末(平成二十六年三月末日現在)の実地棚卸監査を実施した。
当日は監事四名が四コースに分かれて、組合の各事業場の購買品、市乳商品、生乳、現金等の現物数量の確認にあたった。



日々徒然
かがやき

▼三月は別れ、四月は出会いの時期とも言います。各地では卒業式や入学式、転勤や引っ越し等、多くの人の出入りが多い時期でもあります。

▼本誌「らくのうだより」でも連載コラム「ちよつと聞いてよ」に執筆頂いてきたJ A西日本くみあい飼料株式会社の中尾継幸さんが近畿支店に御栄転となり、今月号をもって最終回となります。

▼この連載のきっかけは、本誌編集長から執筆を依頼し、約四年間と長期にわたる連載に快く応じて頂いたものです。

▼毎月五日の原稿締切を厳守し、必要量の文字数を範囲内でまとめられ、尚且つ、読者に読みやすい身近な話題から始まり、酪農に関わる興味深い話に至るまで、落としどころを押さえた原稿は、編集に携わるスタッフとして、楽しみの一つにもなりました。乳用牛への理想の給餌「定

時・定量・定質」とも重なりました。周囲からの評判も良く、解り易く面白い記事と好印象であっただけにとっても残念です。

▼新天地での今後更なるご活躍とご健康をお祈りします。

▼広酪では四月一日付けで人事異動が発令されました。これには本誌編集に新たに携わる総務管理課企画広報係の職員がひとり増えました。当組合の広報活動は、役職員が一体となって、それぞれの場面で取材をし、それを集約したものをベースとしています。今後も組合の情勢や酪農技術・指導情報をはじめ、組合員の皆さんへの情報提供と消費者、関係団体等への情報発信に努めて参りたいと思いますので、引き続きご愛読下さいますようお願いいたします。

(T. Y)

美湯
仙人